

# 世界から見た日本

## 藤田早苗と語る 人権と憲法



2026年

5月23日(土)

受付 13:30~14:00~16:30

武器としての国際人権

日本の貧困・報道・差別

藤田早苗  
Fujita Sanae

G7で  
二番目に高い  
日本の  
相対的貧困  
人権機関に  
通報された  
特定秘密保護法と  
共謀罪  
国連から  
問題視されている  
女性差別と  
入管法

すべて、  
人権の  
問題です!

推薦!  
望月衣塑子  
中野晃一氏

集英社新書



瓦町FLAG 8F 市民交流プラザ

高松市常磐町 1-3-1 駐車場：有料駐車場あり

参加費：500 円/人

13:30 受付開始  
14:00 開会挨拶  
14:20 藤田 早苗「人権と憲法」  
15:40 質疑応答(意見交換)  
16:30 閉会

主催：「藤田早苗人権と語る会 実行委員会」

■お問合せ：事務局：090-3188-9315 (新名)

## ■ **コンセプト：世界から見た日本の人権(ヒューマンライツ human rights)**

▶**世界人権宣言 第1条**：「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」

▶**日本国憲法第14条第1項**：「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

▶**日本国憲法第99条**：「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」

憲法の本質は「**基本的人権の保障**」であり、憲法は「**国民が守るべきもの**」ではなく、「**国家権力を制限し、国民の権利を保障する**」ものです。80年前までの大日本国憲法と違い、人権に対する考え方が改められ、主権が国民にあり、人が生まれながらにして持つ権利が保証されています。

### ▶ **国際人権の視点から日本を考える**

私たちは、生活のあらゆる場面において人権を「行使」しています。しかし、国際的な人権基準と照らし合わせると、日本では人権が守られていません。コロナ禍によって拡大した貧困問題、損なわれ続ける報道の自由、なくなる女性差別（ジェンダーギャップ指数は118位）…そうした問題の根幹には、政府が人権を保障する義務を守っていないことがあります。その状況を変えるためにはどうすればいいか。

ロンドンにて、日本の人権向上を切望し、国際人権機関を使って日本の人権について知らせ、日本に国際人権を伝えるために奔走しているアカデミック・アクティビストである藤田早苗さんを招いて「人権と憲法」を、実例を挙げながら語り合います。

## ■ **講師略歴：藤田 早苗(ふじた さなえ)**

大阪府出身。名古屋大学 大学院 国際開発研究科修了後、イギリス国立エセックス大学に留学、国際人権法修士号(LLM International Human Rights Law)、法学博士号(PhD in Law)を取得した。現在は同大学人権センターフェローとして研究活動を行う。

(余談：父親は香川県善通寺市出身。祖父母が善通寺駅前で乾物店を営んでいた)

※著書：『**武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別**』（集英社新書, 2022年）  
会場にて販売します。